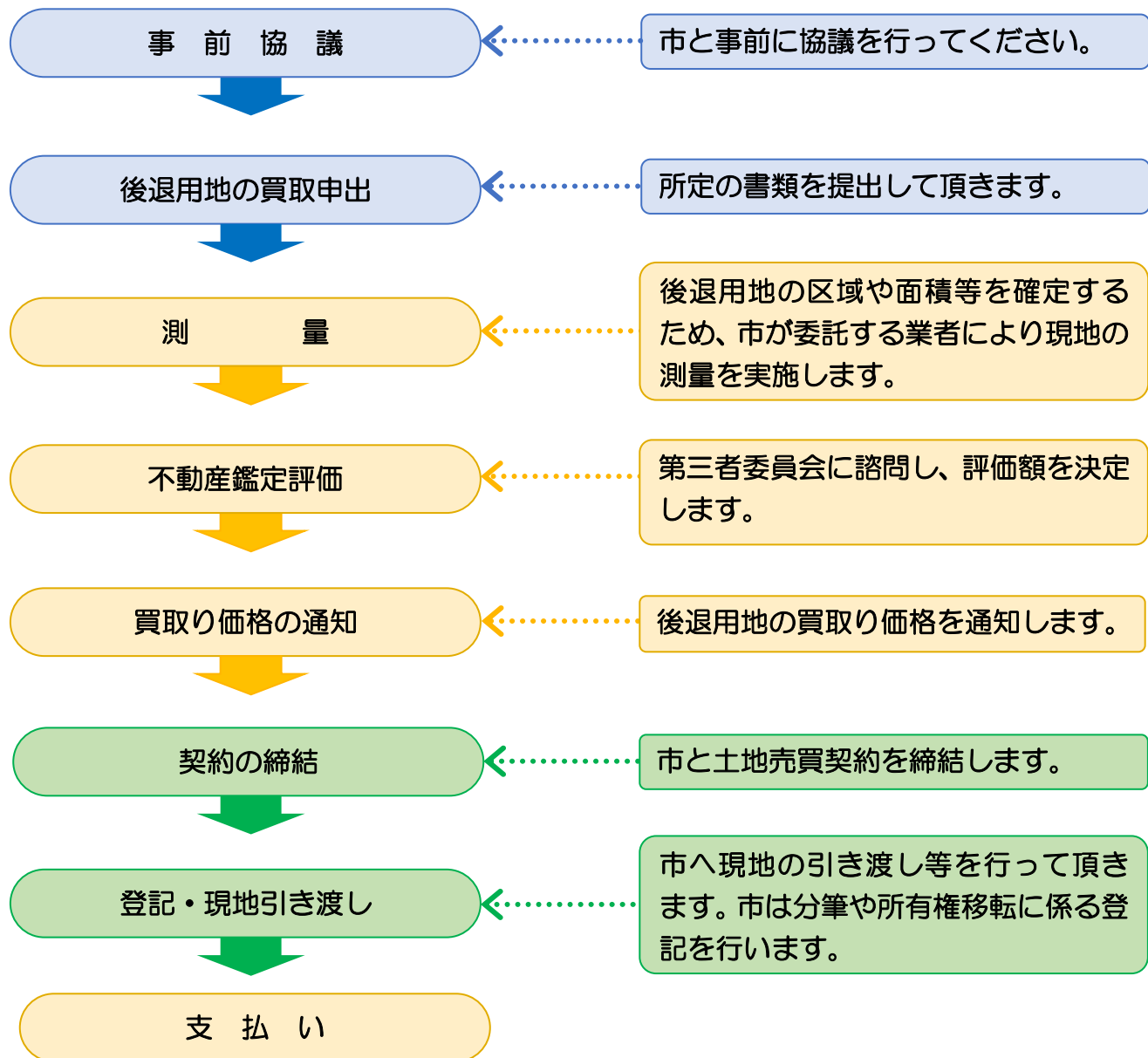


◆ 後退用地(道路拡幅部分)の買取りについて

後退用地(道路拡幅部分)については、対象権利者の建替えに合わせて、用地を取得し、道路の拡幅整備を行っています。

後退用地の買取りに係る手続きの流れは、以下のとおりです。



※買取申出の時期等にもよりますが、手続きには1年程度の期間を要します。

蕨市 都市整備部 まちづくり課
 住所 蕨市中央5丁目14番15号
 電話 048(433)7714 FAX 048(431)6789
 E-mail mati@city.warabi.saitama.jp

中央第一地区まちづくりだより

発行機関:蕨市 都市整備部 まちづくり課

第21号

中央第一地区では、防災性の向上と、より良い商業・住環境の形成を目指し、地区計画に基づく道路拡幅や公園等の整備を進めています。昨年度は権利者の皆様のご協力により、公園2号及び区画道路5号・9号の整備を行うことができました。

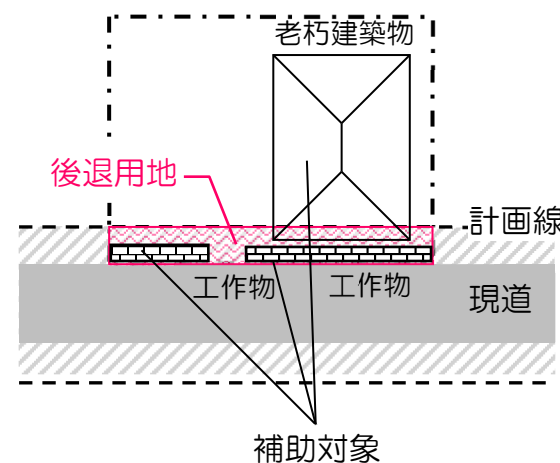
令和8年度は、駅前通り一部区間の整備に向けた実施設計を引き続き行ってまいります。沿道の商店街及び町会等の代表者の皆様にはご意見等を伺いますので、ご協力をお願いいたします。

◆後退用地取得状況(令和8年4月現在)
 取得件数・面積 48件・約1,407㎡



後退用地に接する権利者の皆様には、毎年度実施している来年度以降の建替えに関する意向調査へのご協力を引き続きお願いいたします。

なお、後退用地の買取りにあたり、後退部分に老朽建築物^{※1}や工作物^{※2}がある場合には除却に係る工事費の一部を市が補助します。ぜひご活用ください。

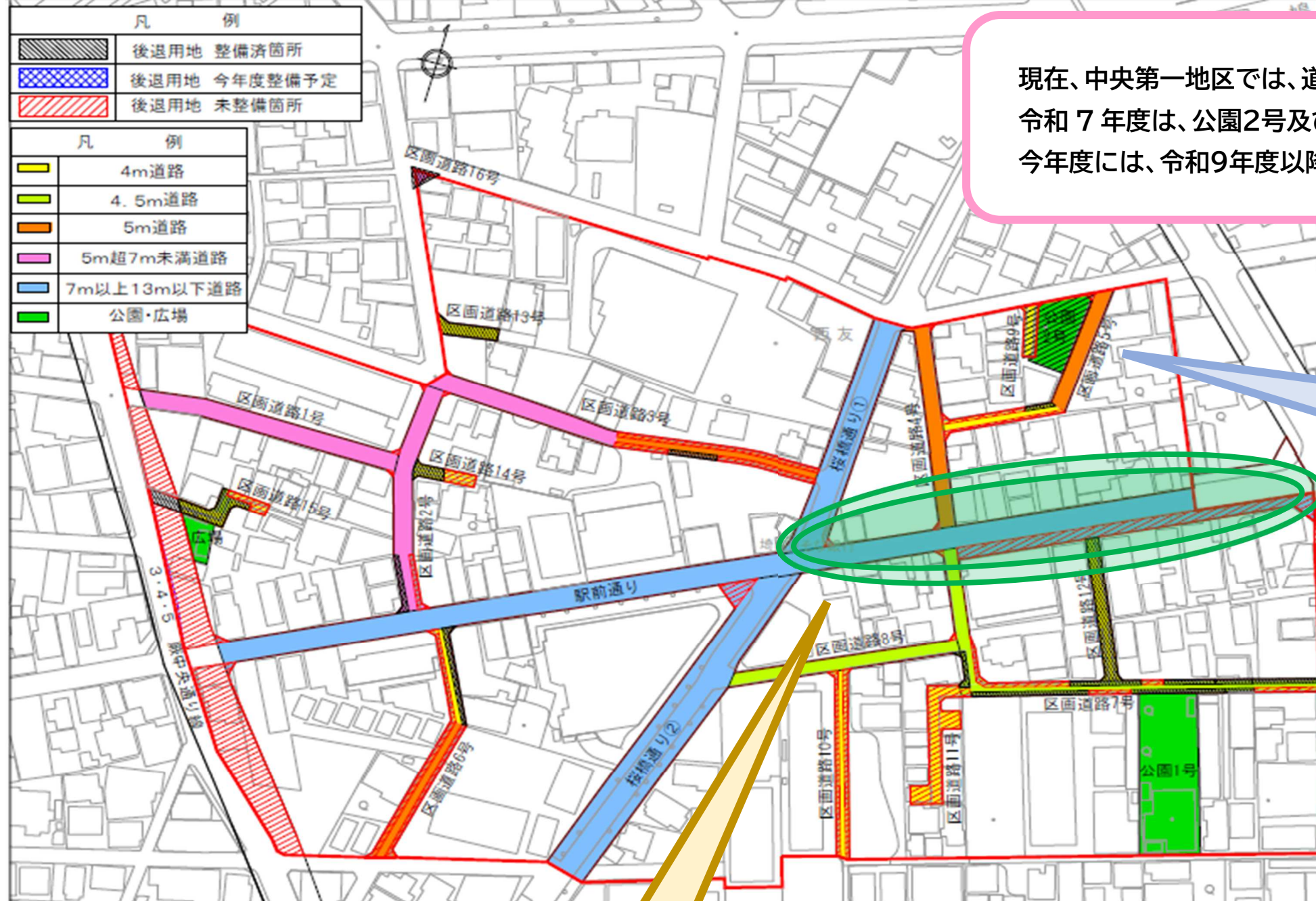


※1:老朽建築物とは、耐用年限の3分の2を経過している建築物をいいます。

構造	耐用年限	耐用年限の3分の2
鉄骨鉄筋コンクリート造 又は鉄筋コンクリート造	47年	32年
鉄骨造	19年から 34年	13年から 23年
木造	22年	15年

※2:工作物とは、門や塀等をいいます。

◆ これまでの整備状況と今年度の予定について



現在、中央第一地区では、道路の拡幅整備や公園等の整備を進めております。
 令和7年度は、公園2号及び区画道路5号・9号の整備工事を行いました。
 今年度には、令和9年度以降に整備予定の駅前通りの実施設計を行います。

公園2号整備工事(区画道路5号・9号)
 令和7年度完成



園名板



健康遊具



複合遊具



水栓

駅前通り(桜橋通りまで)
今年度実施設計

現況

ワークショップの風景
 (令和7年度実施)